

市民参加実施予定シート

担当課： 経營業務課

予定
令和8年4月1日時点

(1) 市民参加の手續の実施予定について

事業 タイトル	流山市下水道使用料の改定	市が考える 市民等への影響	<メリット> ・下水道事業を将来にわたって安定的に継続することができる。 <デメリット> ・下水道利用者の使用料負担が増える。		
正式名称	流山市下水道条例の改正				
概要	近年の物価上昇等により下水道事業の経営が圧迫されていることや大規模地震に備え下水道施設の耐震化を進めることが急務であることを踏まえ、現行の下水道使用料では下水道事業の運営を維持することが困難になる。下水道事業を持続させるために、適正な下水道使用料に改定する。		上位計画の有無	無（流山市独自）	

(2) 市民参加の対象事項について ※該当する項目を黒塗り（■）

市民参加の対象事項に該当するもの（条例第5条第1項及び第4項）		市民参加の手續を実施しないもの（第5条第2項の規定）	
<input type="checkbox"/>	(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/>	(1) 軽易なもの
<input type="checkbox"/>	(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	<input type="checkbox"/>	(2) 緊急に行わなければならないもの
<input type="checkbox"/>	(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/>	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
<input type="checkbox"/>	(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由	
<input type="checkbox"/>	(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更		
<input checked="" type="checkbox"/>	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合		

(3) 市民参加の方法について

市民参加の方法（条例第6条第1項）						
実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	関連するHPの広報ID	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期（流れ）を選択した理由	
複数 実施	審議会等	R7/12月～R8/7月で4回程度	審議委員 (専門家・公募市民)	1047227	流山市上下水道事業運営審議会	専門的な見地からの調査や審議、意見を聴取できると考えたため。
	パブリックコメント手続	R8/6/1～R8/6/30	市民等			下水道使用料の改定について市民等へ幅広く周知でき、多様な意見を聴取できると考えたため。

(4) 市民参加のスケジュール（予定）

令和6年度			令和7年度										令和8年度			
4～9月	10月～3月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月
												← 審議会（諮問、答申など） →				
															↔ パブリックコメント ↔	

(5) 当初予定からの変更履歴 ※変更があった場合のみ記入

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由
意見交換会の削除	R8.3	審議会・パブリックコメントにて広く意見を反映できることから、意見交換会を実施しないこととしました。			